

戦後海外から引き揚げて来られた方々へ

税関では戦後、海外から引き揚げて来られた方々からお預かり致しました、約87万件の下記のような未返還の保管証券類をお返ししております。

●終戦後、海外から引き揚げて来られた方々が、上陸地の税関・海運局に預けられた通貨・証券。

●帰国前に樺太（まおか おおどまり とよさかえ る た か 真岡、大泊、豊栄、留多加など）、満州（しんよう きつりん ぶじゅん あんざん 瀋陽、吉林、撫順、鞍山など）にあった在外公館、日本人自治会に預けられた通貨・証券等のうち日本に返還されたもの。

【保管証券類とは…】

税関が保管している通貨・証券類には、携帯輸入が禁止された一定額を越えたものについて上陸港で引揚者から税関が預かった『上陸港扱いの保管物件』。外地からの引き揚げの際、在外公館又は日本人自治会へ寄託され、最終的に税関に移管された『外地扱いの保管物件』があります。

返還の請求はご本人だけでなくご家族の方々でも構いません。『もしかしたら家にも…』とお気付きの方は、お気軽に最寄の税関までお問い合わせ下さい。



税関で保管している紙幣

■ 問い合わせ先

函館税関監視部統括監視官部門

〒040-8561 函館市海岸町24番4号 函館港湾合同庁舎

☎0138-40-4244

■ 稚内税関支署

〒097-0001 稚内市末広5丁目6番1号 ☎0162-33-1075

函館税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/hakodate>

全国戦没者追悼式のご案内

「戦没者を追悼し平和を祈念する日」の8月15日に日本武道館において開催され、町において半旗を掲げることとしております。式典当日の正午にはそれぞれの職場や家庭において1分間の黙とうが捧げられますようにご協力をお願いいたします。



後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ

～「減額認定証」のお知らせ～

住民税非課税世帯の方は、お住まいの市区町村窓口申請をすることにより「減額認定証」が交付されます。

病院の窓口で「減額認定証」を提示することで、窓口で一定額以上支払う必要がなくなります。

また、入院したときは、医療費の自己負担のほかに、食事代などの一部をお支払いいただきますが、「減額認定証」を病院の窓口で提示することにより、食事代などが減額されます。

なお、以前加入していた医療保険を含め過去12か月で「減額認定証」が交付されていた期間の入院日数が90日を超えている場合、申請し認定を受けると入院時の食事代がさらに減額されます。

上記の条件に該当される方は役場町民課生活環境グループまでお問い合わせください。

※下線部が8月1日より改正となる部分です。

問い合わせ先

幌延町役場町民課 生活環境グループ

電話 5-1115(内線155) 告知端末機 5-8815